就業後フォローアップ

松浦市新規漁業就業者定着支援制度

Q.どのような支援ですか？

A.漁業に就業した後に活用する支援です。A漁業経費に対する支援、B更なる技術向上を目指す研修、C漁業種類を転換や経営多角化を目指す研修に要する経費を支援します。

Q.どのような人が対象ですか？

A.支援メニューA及びB：独立型漁業（一本釣り、延縄、刺網、小型定置網等）に従事し、就業開始後２年以内の者
支援メニューC　　：就業開始後に技術向上又は漁業種類の転換・多角化に取り組む者

A 漁業経費支援

期間　就業開始後２年間
対象経費　漁具、燃料費、出荷経費（箱代・氷代・出荷手数料・運搬費等）、餌代、消耗品等
支援額　１８０万円以内/年

B 新規就業者研修

期間　就業開始後２年間　※研修は、年間１２回実施可
研修内容　①自船研修（自分の船や施設を使う）、②他船研修（指導者の船や施設を使う）
支援額　①自船研修の場合　指導謝金：日額４万円以内、旅費：市規定に基づく金額
②他船研修の場合　指導謝金：日額２万円以内、旅費：市規定に基づく金額
研修費：日額８千円以内

C 経営多角化研修

期間　６ヵ月以内（最長１８０日間）
※就業開始後の経過年数に関する要件はありません。
研修内容　①自船研修（自分の船や施設を使う）、②他船研修（指導者の船や施設を使う）
支援額　①自船研修の場合　指導謝金：日額２万円以内、旅費：市規定に基づく金額
研修費：日額８千円以内
②他船研修の場合　指導謝金：日額８千円以内、旅費：市規定に基づく金額
研修費：日額８千円以内

ながさき漁業伝習所

特設サイトはこちら

長崎県　漁師になりたい

長崎県の支援情報も要チェック!!